

# 役員等報酬規程

社会福祉法人明和会

## 役員等報酬規程

### (目的)

第1条 この規定は、社会福祉法人明和会の定款第9条及び第23条の規定に基づき、理事、監事、評議員および評議員選任・解任委員（以下「役員等」という。）に支給する報酬等について定めるものとする。

### (役員等の報酬等の算定方法)

第2条 役員等に対する報酬等の額は、勤務の態様に応じ、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 理事長等の常勤の役員については、別表1に定める額
- (2) 非常勤に役員等については、業務に応じ別表2に定める額
- (3) 交通費及び出張旅費は、役員等旅費規程により支給する。

### (報酬総額の範囲)

第3条 役員等に支給する報酬総額は、別表3に定める額の範囲内とする。

### (当法人職員給与との併給)

第4条 常勤役員のうち職員と兼務する役員の報酬は、役員としての職務に関し、この規定による報酬を支給する。

### (報酬の支給方法)

第5条 理事長等の常勤の役員に対する月額報酬は、毎月25日に支給する。但し、その日が休日及び金融機関が非営業日の場合はその前日とする。

- 2 役員等に対する報酬は、理事会等に出席した都度支給する。その他、法人・施設業務の為の出勤については前項同様に別表2に定める額を支給する。
- 3 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

### (月額報酬等の日割り計算)

第6条 新たに常勤役員に就任した者には、その日から報酬を支給する。

- 2 月の途中で常勤役員の変更があった場合は、月額報酬を日割計算し支給する。  
(月額報酬×当該月の日数÷在職日数)
- 3 常勤役員が死亡によって退任した場合は、前項の規定にかかわらずその月までの報酬を支給する。

### (公表)

第7条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第45条の35に定める報酬等の支給の基準として、規程及び別表1、2、3を公表する。

### (改廃)

第8条 この規定の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第9条 この規定の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附則 この規程は、平成27年2月1日から施行する。

この規程は、平成29年4月1日から改定実施する。

この規程は、平成30年6月14日から改定実施する。

この規定は、令和2年3月14日の評議員会の終結時より施行する。これに伴い、従来の「役員報酬規程」は廃止する。

社会福祉法人明和会 役員等報酬規程別表

(別表 1) 常勤理事の報酬額

| 役職名 | 報酬額             | 備考          |
|-----|-----------------|-------------|
| 理事長 | 年額 12,000,000 円 |             |
| 理事  | 年額 1,200,000 円  | 職員給与に加算して支給 |

(別表 2) 非常勤役員等の報酬額

| 役職名        | 報酬額         | 備考                          |
|------------|-------------|-----------------------------|
| 理事         | 日額 10,000 円 | 理事会出席の都度                    |
|            | 日額 20,000 円 | 法人・施設業務の為の出勤の都度             |
| 監事         | 日額 10,000 円 | 理事会・評議員会等の出席の都度             |
|            | 日額 20,000 円 | 法人・施設業務の為の出勤の都度<br>(監査業務含む) |
| 評議員        | 日額 10,000 円 | 評議員会出席の都度                   |
|            | 日額 20,000 円 | 法人・施設業務の為の出勤の都度             |
| 評議員選任・解任委員 | 日額 10,000 円 | 評議員選任・解任委員会の都度              |

(別表 3) 報酬総額の範囲

| 役職名 | 報酬額            |             |
|-----|----------------|-------------|
| 理事  | 年額 3,000,000 円 | 理事長・常勤理事を除く |
| 監事  | 年額 1,000,000 円 |             |
| 評議員 | 年額 2,000,000 円 |             |